3 基本的な施策の推進

食育基本法第10条に基づき、本県の特性を生かした自主的な施策を次のとおり取りまとめ、 総合的かつ計画的に食育を推進します。

基本方針	施策		施策の内容		
[1]	(1) 家庭における食育の推進		生活習慣づくり		
心身ともに			子育て家庭に対する食育支援		
健康で豊か			子どもの肥満予防		
な人づくり			妊産婦に対する栄養指導や乳幼児の発育・発達		
			段階に応じた食育		
			望ましい食習慣の普及啓発等		
	(2) 学校・保育所	幼稚園	食に関する指導の推進		
	等における食	小·中学校	推進体制の整備		
	育の推進	特別支援	食に関する指導の充実		
		学校	家庭に向けた啓発活動と連携の促進		
			地域と連携した体験活動の充実		
			「生きた教材」としての学校給食の充実・活用		
			個別指導の充実		
		高校	食に関する指導の推進		
		保育所等	「食育の計画」に基づく食育の推進等		
			家庭に向けた啓発活動と連携の促進		
			地域と連携した体験活動の充実		
			給食の充実・活用		
			個別指導の充実及び情報提供		
	(3) 生涯にわたる食育の推進		野菜摂取量の増加、栄養バランスのとれた食事		
			の実践		
			若年世代の朝食の欠食、若年女性の過度の痩身		
			対策		
			働き盛り男性の肥満対策		
			高齢者の低栄養対策		
			歯科保健活動における食育推進		

基本方針	施策	施策の内容
[2]	(1) さぬきの食文化の継承	「さぬきうどん」等を生かした地域づくり
さぬきの食		さぬきの食文化の啓発・継承
文化の継承	(2) 地産地消の取組みの推進	地場産物を活用した日本型食生活の推進
・発展と体		県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり
験や交流の		地産地消の実践に向けての啓発
促進による	(3) 食と農水産への理解の促	体験や交流などを通じた食と農水産への理解の
地域づくり	進	促進
		食の理解の促進のための情報提供等
[3]	(1) 食育推進体制の整備	食育推進会議の設置等
市町や関係		市町管理栄養士の配置促進等
団体等との		食育推進のための人材育成
連携・協働		情報収集及び調査研究
による環境		ホームページによる情報提供等
づくり	(2) 食の安全・安心の推進	香川県食の安全・安心基本指針の推進
		食品事業者への衛生管理の普及啓発
		食の安全等に関する情報提供等
		食品表示についての監視指導や活用方法の啓発
		等
	(3) 関係団体等との連携・協	地域における食生活改善
	働による食育の推進	食事バランスガイド等による普及啓発
		メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発
		健康づくり協力店等による普及啓発や食育支援
		健康教育・栄養相談等による普及啓発
		地域におけるネットワークの構築
		食育ボランティアの活用
	(4) 社会全体で食育推進の機	「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」運
	運の醸成	動の推進
		「かがわ食育の日」「おいしいねかがわ」等の
		推進
		食育フェスタの開催等

[1] 心身ともに健康で豊かな人づくり

● 施策の方向

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣や食習慣を身に付け、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、自らの健康管理と健康に配慮した食生活の実践に向け、学校や地域、関係団体等と連携して、すべての世代に対する家庭での食育を支援するとともに、子どもの発育・発達段階に応じた食育や、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進します。

● 施策の内容

(1) 家庭における食育の推進

(生活習慣づくり)

○ 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの学習意欲や気力、体力の 向上を図るとともに、望ましい生活習慣の定着に向けて、家庭、学校、地域が連携して 啓発活動を推進します。

(子育て家庭に対する食育支援)

○ 保育所に入所していない子どものいる家庭など、食に関する相談や支援を受ける機会の少ない子育て家庭を対象に、保育所、地域子育て支援センター、つどいの広場、NP O、関係団体等が連携・協働し、乳幼児期からの望ましい食習慣の形成に向けた取組みを促進します。

(子どもの肥満予防)

○ 健診等において、子どもの食生活や運動に関する実態を把握するとともに、食生活と 運動の両面から子どもの肥満予防対策を促進します。

また、母子保健関係者に対して、低出生体重児における身体発育の経過観察や3歳児 健診等での幼児肥満のスクリーニング及び栄養・運動指導等の必要性を啓発します。

(妊産婦に対する栄養指導や乳幼児の発育・発達段階に応じた食育)

○ 健診時や両親学級等において、「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進め、妊娠期等における適切な食習慣の確立を図ります。

また、市町保健センター等を通じて、母乳の利点や母乳育児の重要性について啓発するとともに、離乳食の段階から、食品の素材や食感を大切にしながら食への関心を高め、 多様な食品に慣れ親しむことができるよう支援します。

○ 健診時や両親学級等において、食に関する情報を提供するなど、乳幼児の発育・発達 段階に応じた食育を促進します。

(望ましい食習慣の普及啓発等)

○ 様々な健診の機会を捉え、望ましい生活習慣や食習慣を啓発し、子どもの健やかな発育とともに、大人が自らの健康に対する意識を向上させるよう努めます。

また、家庭でのしつけや食育に関する内容を掲載した家庭教育手帳をホームページに

掲載し、様々な学習機会での活用を促進し、子どもや保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の普及を図ります。

○ 子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室など学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を学校や関係団体と連携して推進します。

また、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

(2) 学校・保育所等における食育の推進

<幼稚園>

(食に関する指導の推進)

○ 保護者や教職員の共通理解のもと、幼児の発育・発達段階に応じた食育が推進される よう、研修会等を通じて意識啓発に努めます。

また、幼児期から食に関する興味や関心を高めるために、地域の関係団体等と連携し、 幼児とその保護者に対して、劇や講話などを通じて楽しく学ぶ食に関する教室等を開催 します。

<小・中学校、特別支援学校>

(推進体制の整備)

○ 学校給食、学級活動等の特別活動、各教科などの学校教育活動全体を通じて、組織的・ 計画的に食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員と全教職員が相互に連携・協力 します。

さらに、全教職員が各学校における食育の目標や具体的な取組について共通理解を持ちながら、食育の重要性等についての理解を深めるよう、研修会等の充実を図ります。

(食に関する指導の充実)

○ 学校給食の時間を中心に、学校教育活動全体で体系的に食育を進めていくため、各学校において指導内容や方法、時期等を整理した「食に関する指導に係る全体計画」の作成を推進します。

また、教職員が食の指導を行うためには、食に関する幅広い知識の修得が必要である ことから、指導資料の配付や研修会の開催を促進します。

さらに、食に関する指導内容の充実を図るため、栄養士会やさぬきの食文化博士など 専門家の活用に努めます。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

○ 家庭における食育が大切であることから、家庭の食に対する関心を高めるため、親子 料理教室を開催したり、給食だよりを発刊するなどの啓発活動等を推進します。

また、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食べることなど、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みをさらに推進します。

(地域と連携した体験活動の充実)

○ 地域の生産者や関係団体等と連携し、農業などの体験活動や調理実習等への協力、農業・漁業・農水産物等に関する情報提供などを行い、学校における体験活動の推進を支援します。

(「生きた教材」としての学校給食の充実・活用)

○ 学校給食を生きた教材として活用し、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯による 給食を推進するとともに、積極的に地場産物を活用し、児童生徒に地域の産業や文化に 興味を持たせたり、農業等に従事している者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食に関 する指導を行います。

(個別指導の充実)

○ 栄養教諭や養護教諭を中心に教職員や学校医、関係機関が連携し、児童生徒の食生活 や健康に関する実態を把握するとともに、食物アレルギー、肥満、痩身、偏食等の健康 課題のある子どもと保護者に対しては、個別の事情に応じた相談や指導を行います。

また、過度の痩身や肥満、偏食等が心身の健康に及ぼす影響とその改善に必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

<高校>

(食に関する指導の推進)

○ 生徒が、自らの健康を管理し、生涯を見通して、安全と環境に配慮した食生活を営む力を身に付けることができるよう、家庭科教諭や養護教諭等が中心となり、地域の関係団体等と連携して、家庭科の授業等の充実を図るとともに、高校生向けの食に関する講習会等を開催します。

く保育所等>

(「食育の計画」に基づく食育の推進等)

- 各保育所において作成した「食育の計画」に基づき、子どもの発育及び発達の過程に 応じて、計画的に食育を実施し、評価・改善が行われるよう指導・助言を行います。
- 食育の重要性について、施設長、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員が理解を深め、連携・協力して食育が進められるよう、研修会等の機会を利用して、意識啓発を図ります。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの意義についての理解を深めるため、給食試食会や給食参観、親子料理教室等の開催や給食だよりの発刊等を通じてより効果的な啓発を図ります。
- 保育所の人的・物的資源を生かし、家庭での子どもの食生活に関する相談に応じたり、 助言・支援が行われるよう努めます。

(地域と連携した体験活動の充実)

○ 子どもが菜園活動や調理体験などの体験を通じて豊かな食の体験をしたり、地域の食 文化や郷土料理に関心を持つことができるよう、関係機関や地域の食に関するボラン ティア団体等との連携を促進します。

(給食の充実・活用)

○ 給食を通して子どもに食事の大切さや楽しさを伝えるため、「保育所給食の手引き」 に基づいた円滑な給食運営と、子どもの発育・発達段階に応じた栄養バランスのとれた 食事の提供について、給食担当者をはじめとした保育所等の職員に対する啓発や指導に 努めます。

(個別指導の充実及び情報提供)

- 食物アレルギーや肥満傾向のある子ども及びその保護者に対し、保健医療機関等の関係機関と連携した個別指導の促進を図ります。
- 保育所等における食育の実態を把握し、他施設で実施されている食育活動について情報提供することで、食育のさらなる内容充実に努めます。

(3) 生涯にわたる食育の推進

(野菜摂取量の増加、栄養バランスのとれた食事の実践)

- 関係団体や保育所、幼稚園、学校等と連携し、野菜を活用した調理実習や講話など、 子どもの頃からの野菜摂取の習慣化に取り組みます。
 - また、野菜の副菜があるうどん店や、野菜たっぷりメニューなどを提供する健康づくり協力店を増やすなど食環境の整備に努めます。
- 一人ひとりが個々の身体状況等に適した栄養バランスのよい食事をとるために、大型 小売店等と連携したキャンペーンや講習会等を通じて、望ましい食生活に関する情報発 信を積極的に行います。

(若年世代の朝食の欠食、若年女性の過度の痩身対策)

○ 朝食の欠食や過度の痩身女性が多い若年の世代に対しての食育を推進するため、高校、 大学や企業等と連携して、文化祭における情報提供活動や出前講座を行うほか、学生食 堂、社員食堂等を利用しての普及啓発に取り組みます。

(働き盛り男性の肥満対策)

○ 働き盛りの世代の肥満や生活習慣病の予防及び改善に向け、食育への関心が低い男性に対して、企業や関係団体、地域と連携し、栄養バランスのとれた食事や適切な時間に食事をすることなど、健全な食習慣の実現や適切な食生活の実践について普及啓発に努めます。

(高齢者の低栄養対策)

○ 高齢期では栄養状態の低下が老化を加速させ、疾病の発症を引き起こすもとになることから、バランスのとれた栄養状態を保ち、健康を維持するため、ボランティア団体等

関係団体と連携して、適切な食事の摂り方を啓発するなど、高齢者の食生活の改善に努めます。

(歯科保健活動における食育推進)

○ 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020 (ハチマル・ニイマル)運動」とともに、地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30 (カミングサンマル)」を目指して、小児期から高齢期まで各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進します。

取組指標([1]心身ともに健康で豊かな人づくり)

項目目			現状	目標
(1) 家庭における食育の推進				
「朝食を毎日食べている」児童生徒の割合	小学校6年生	_	88.3%	93%
	中学校3年生	_	83.5%	89%
健康や食生活をよりよくすることを普段から	男性	66. 6%	76. 2%	80%
意識している人の割合	女性	80.9%	85.5%	現状値以上
1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合		80. 2%	75.4%	80%
(2) 学校・保育所等における食育の推進				
幼稚園における食育教室の実施数(累計)		30	169	344
栄養教諭・学校栄養職員による教科や学級活動に	小学校		90.9%	100%
おける食に関する指導を行っている学校の割合	中学校		81.1%	100%
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割	割合	83.1%	94.1%	100%
学校給食における地場産物を活用する割合(食材	才数ベース)	26. 9%	33.7%	35%
児童生徒の肥満傾向の割合	小学校5年生	10. 5%	8.8%	減少
	中学校2年生	12.1%	9.5%	減少
高校における食育教室の実施数(累計)			11	86
(3) 生涯にわたる食育の推進				
野菜の摂取量(1日1人あたり)		218g		350g
主食、主菜、副菜を揃えて食べるようにする人	男性	62. 5%	80.9%	90%
の割合	女性	69. 5%	89.7%	現状値以上
うどんを食べるときに副食を添える人の割合		51.9%	64.8%	70%
朝食をほとんど食べない人の割合	20歳代男性	23.3%	16.0%	15%以下
	30歳代男性	9. 5%	22.3%	15%以下
20歳代女性の痩身の者の割合 (BMI 18.5未満の者)		20.7%	26. 2%	20%以下
メタボリックシンドローム該当者及び予備群	男性	_	38. 2%	減少
の合計の割合(40~74歳)	女性	_	14. 1%	減少

[2]さぬきの食文化の継承・発展と体験や交流の促進による地域づくり

● 施策の方向

地域において、食育ボランティアや関係団体と連携し、郷土食の保存活動や地産地消の取組み等を通して、さぬきの食文化の継承や食の理解の促進を図り、さぬきの恵みと食文化を生かした地域づくりを推進します。

また、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより、 それらの信頼関係を構築し、県民の食に関する理解と関心の増進に努めます。

● 施策の内容

(1) さぬきの食文化の継承

(「さぬきうどん」等を生かした地域づくり)

○ 香川の特産である「さぬきうどん」を生かし、健康づくり協力店として登録されたうどん店等と連携しながら、うどんを生かした食育メニューや食育情報の発信に努めます。 一方、うどんに偏った食事では、栄養バランスがとりにくいことから、野菜を副菜として提供していたり、野菜たっぷりメニューのあるうどん店の情報発信に努めます。

(さぬきの食文化の啓発・継承)

○ 食育に携わっている者の中から、「さぬきの食文化博士」を育成し、学校等に派遣する とともに、その活動について、ホームページで広く紹介します。

また、高度な調理技術を備えた専門調理師等を活用し、料理教室や体験活動等において、本県の伝統的な行事食に接する機会を提供するなど、さぬきの豊かな食文化の醸成を図ります。

- 地域伝統野菜など、地域の風土に根ざした食材・食品や、農山漁村ならではの加工技術、伝統的な郷土食・行事食などの保存・伝承活動を促進するとともに、広く活用できる資料としてデータベース化し、ホームページ等で紹介するなど、食文化の継承に向けた機運の醸成を図ります。
- 農山漁村地域の食文化に関わる知識や技術等を有する高齢者を「むらの技能伝承士」 として登録し、学校や地域における伝承活動を支援します。

また、食生活改善推進員や生活研究グループ員、JA(農協)・JF(漁協)女性部員、女性起業家等がそれぞれの能力を活かし、主体的に郷土料理の伝承や食文化の継承に取り組めるよう支援します。

(2) 地産地消の取組みの推進

(地場産物を活用した日本型食生活の推進)

○ 讃岐米や瀬戸の魚、県産の多彩な旬の野菜や果実等を活用して、栄養バランスの良い 日本型食生活の実践を促進するとともに、県産農水産物に関する情報提供などにより、 望ましい食生活の普及・定着を推進します。

(県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり)

○ 学校給食用の生産者グループの育成や、流通システムづくりを行うなど、関係団体と

の協力のもと、県産農水産物の安定供給に向けた取組みを推進し、県産農水産物を利用 しやすい仕組みの構築を進めます。

(地産地消の実践に向けての啓発)

○ 市町や生産者団体等と連携して、「さぬきうまいもん祭り」など食に関するイベント を開催し、多彩で高品質な県産農水産物について情報発信するとともに、「地産地消推 進月間」を中心に、関係機関・団体が実施する催しを支援し、農水産業や伝統的な食文 化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。

(3) 食と農水産への理解の促進

(体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進)

- 都市部に近接する立地条件や交通の利便性を生かし、日帰り型を含めた農業・漁業体験や加工・流通現場の見学、農水産業者や食品業者との交流などを通じて、生産から加工・流通・消費にわたる一連の流れや食の安全、環境と調和した食料の消費などについての理解を深めます。
- 農産物の生産や畜産、水産に関する様々な体験の機会を充実し、食に対する関心と理解を深めるため、体験農園や現場見学、作業体験等の取組みを促進します。
- うどん打ちやオリーブ収穫体験などの農林漁業体験施設を活用して、豊かな自然や地域色豊かな伝統文化活動・観光資源などを効果的に組み合わせ、農業・農村にふれあう、 魅力あふれるかがわのグリーン・ツーリズムを推進します。

(食の理解の促進のための情報提供等)

○ 食に関する適切な判断力を養うため、生産から加工・流通・消費に至る一連の過程や 食の安全・安心などについてのパンフレット等を作成し、小学校等に配布するとともに、 県産農水産物に関する授業や出前講座、生産者などとの交流給食などを開催・支援しま す。

また、行政や関係団体等と連携し、地域における体験活動等を通じて、感謝の念や食の大切さなど、子どもや大人の食に関する理解を深めます。

- ホームページ「讃岐の食」や地産地消情報誌、メールマガジンなどを活用し、より一層、県産農産物に関する情報を幅広く発信します。
- 消費者や市町、関係団体に対し、食品リサイクルやバイオマスの利活用に関する制度 や取組みのモデルとなる事例等の情報提供を行います。また、食品関連事業者等に対し、 食品廃棄物の再生利用の促進を図るため、ホームページによる情報提供などの普及啓発 活動を行います。

● 取組指標([2]さぬきの食文化の継承・発展と体験や交流の促進による地域づくり)

項目	前計画 策定時	現状	目標
(1) さぬきの食文化の継承			
健康づくり協力店の数	251	371	400
うどんを食べるときに副食を添える人の割合(再掲)	51.9%	64.8%	70%
香川県むらの技能伝承士登録者数(食生活分野)		56	61
(2) 地産地消の取組みの推進			
かがわ地産地消協力店数	141	204	250
学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース)	26.9%	33. 7%	35%
(再掲)			
(3) 食と農水産への理解の促進			
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合(再掲)	83. 1%	94. 1%	100%

[3] 市町や関係団体等との連携・協働による環境づくり

● 施策の方向

家庭、学校、保育所、地域、関係団体や生産者、企業等が行う食育の推進活動が、それぞれの役割分担のもと、相互に緊密な連携協力を図りながら、県内全域で展開されるようにするため、食育の推進体制づくりを進めます。また、関係団体等と連携・協働し、香川県食生活指針や食事バランスガイド等を活用した食育の普及・啓発や、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する情報の提供等に努め、食育をより効果的に推進するとともに、「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」運動の推進など、社会全体で食育推進に取り組む機運の醸成を図ります。

● 施策の内容

(1) 食育推進体制の整備

(食育推進会議の設置等)

○ 栄養、健康、生産・流通・消費、教育などの食に関する関係者で構成する「香川県食育推進会議」を中心に食育の推進体制を整備するとともに、ボランティア、関係団体等と協働・連携し、食育の推進を図ります。

また、市町における食育の推進を図るため、市町の食育推進会議の設置、食育推進計画の策定、見直しについて支援を行います。

(市町管理栄養士の配置促進等)

○ 地域住民のいちばん身近な市町が中心となって、地域の特性に応じた食育が推進されるように、管理栄養士等の配置について市町に働きかけるとともに、食育に関する情報 交換や意見交換の場を確保するなど、その活動を支援します。

(食育推進のための人材育成)

○ 食育に関する相談や指導を充実するため、研修会等を通じて管理栄養士や栄養士、専 門調理師等の資質の向上を図るとともに、食生活改善推進員等地域のボランティアの育 成に努めます。

(情報収集及び調査研究)

- 食育に関する効果的な広報啓発活動の実施や施策の企画立案等に活用するため、全国 や県内各地での創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法な どについても収集を行います。
- 県民健康・栄養調査など、県民の意識や食生活の実態等についての調査研究等を実施 し、県民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにするとともに、食育 の推進のための基礎的な資料として、その活用を図ります。

(ホームページによる情報提供等)

○ 食育のホームページ「おいしいね!かがわネット」において、食に関する香川県の情報を統括し、県民が利用しやすい環境を整えるとともに、それらの情報の充実と提供に

(2) 食の安全・安心の推進

(香川県食の安全・安心基本指針の推進)

○ 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、生産から製造・加工、流通・販売、消費に至るまでの各段階において、関係機関等が連携し、「香川県食の安全・安心基本指針」に沿って、食の安全・安心を確保するための必要な措置を講じます。

(食品事業者への衛生管理の普及啓発)

○ 食品等事業者に対して、HACCP手法を導入した衛生管理の普及や自主衛生管理の 徹底を図り、食品の安全確保に努めます。

(食の安全等に関する情報提供等)

- 食品の安全性に関する様々な情報をパンフレットやホームページ等を通じて県民に提供するとともに、市町、関係団体やNPO等が行う意見交換会等の取組みを支援します。
- 食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、国、市町、関係団体等と連携しつつ、 消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交 換を行うリスクコミュニケーションの充実を図ります。

また、食の安全や地産地消について、市町や関係団体等と連携し、地域の実情や当該 団体等の活動内容に関する情報を収集・整理し、その提供に努めるとともに、生産履歴 の情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの整備を促進します。

(食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等)

○ 食品の製造や加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化などに 適切に対処していくため、計画的、かつ、効果的な食品監視及び高度な科学的知見に基 づく衛生指導の推進を図ります。

また、適正に表示された食品を流通させるため、店舗等に対する定期的な巡回調査のほか、「食品表示110番」、「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく立入調査を実施するなど、食品表示に係る監視体制の強化を図ります。

- いわゆる「健康食品」が増加する一方で、その健康増進効果等について、必ずしも根拠が十分でない情報が氾濫しているため、健康保護の観点から、健康の保持増進の効果等に関する虚偽又は誇大な広告の監視指導体制の強化を図ります。
- 食品関係団体等に対し、説明会の開催などにより食品表示制度の普及・定着を図ると ともに、パンフレットの作成・配布や講習会等を開催し、氾濫する食品情報を県民が正 しく理解し、活用できるよう、栄養表示等の正しい活用方法を啓発します。

(3) 関係団体等との連携・協働による食育の推進

(地域における食生活改善)

○ 県民一人ひとりが食生活の改善等により健康の増進や生活習慣病の予防等に取り組めるよう、「健やか香川21ヘルスプラン」の普及を図るとともに、毎月19日の「かがわ食育の日」を中心に栄養士会や食生活改善推進協議会、大型小売店等と連携・協働し

て、食育キャンペーン等を展開し、地域における食育の推進に努めます。

○ 6月の「かがわ食育月間」、9月の食生活改善普及運動及び健康増進普及月間において、国、市町や関係団体等と連携し、食に関する情報提供や食生活改善の重要性を啓発します。

(食事バランスガイド等による普及啓発)

○ 「かがわまんでがん食生活指針」や「食事バランスガイド」を活用し、栄養士による 栄養相談や食生活改善推進員によるボランティア活動をはじめ、健康づくり協力店や地 産地消協力店などを通じて、食の重要性や適切な食生活について、県民への浸透を図り ます。

(メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発)

○ 生活習慣病予防の観点から、運動、ストレス、喫煙、口腔ケアと関連させた食育が市 町、医療機関・関係団体等において効果的に実施されるよう普及啓発に努めます。

特に、メタボリックシンドロームについては、小児期からの生活習慣の積み重ねが、 働き盛りの年代に影響してくることから、企業等と連携し、適切な食生活と運動習慣に ついて、普及啓発に努めます。

(健康づくり協力店等による普及啓発や食育支援)

○ 食に関する情報を提供することにより、利用者の健康づくりを応援している飲食店等を「健康づくり協力店」として登録するとともに、その増加とメニューの栄養価表示、バランスメニューなど、提供内容の充実を図り、外食者の野菜摂取機会の増加や食を通した健康づくりを支援します。

特に、主食・主菜・副菜がそろい、野菜たっぷりの健康に配慮したランチメニューを 提供している飲食店については、三つ星へルシーランチ店として登録し、メタボリック シンドロームや糖尿病等生活習慣病予防のために、医療機関等とも連携して活用の推進 に努めます。

- 給食施設において適正な給食が実施されるよう、巡回指導や研修会の開催等を通して、 施設の給食管理・栄養管理を促進するとともに、喫食者に対する個別相談や情報提供等 を通して、食育が充実されるよう支援します。
- 調理師・栄養士養成施設と連携し、食育情報を提供し、地域における食育活動が促進 されるよう支援します。

(健康教育・栄養相談等による普及啓発)

○ 市町や関係団体等と連携し、健康教育や栄養相談等において、バランスのとれた食事 の重要性や病気と食生活の関係等について啓発し、食を通じた健康づくりを支援します。

(地域におけるネットワークの構築)

○ 保健所や市町が中心となって、家庭、地域、学校、専門機関及び関係団体等の食に関わる関係者で構成するネットワークを構築し、相互の情報交換、調査研究、講演会、コンテスト、食育出前講座等を実施し、地域の実情に応じた連携・協働による食育を推進

します。

(食育ボランティアの活用)

- 食育への理解と関心を効果的に高めるためには、地域に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、関係団体等とともに緊密な連携・協力を図りながら食育を推進します。
- 食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、食文化の 継承を図るとともに、野菜摂取量の増加につなげます。
- 長年にわたり推進してきた「3・3・30運動(一日3回、3つの器で、30品目を 目標に摂取しようとする取組み)」については、30品目という数にとらわれることなく、 野菜など旬の食材を中心に、多様な食品の組み合わせによるバランスの良い食事の実践 という趣旨に沿った取組みを、関係団体等と連携・協働して、引き続き実施します。 なお、今後この運動の趣旨を踏まえた新たな取組みに向けた検討を行います。

(4) 社会全体で食育推進の機運の醸成

(「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」運動の推進)

○ 「朝ごはん大好き、野菜大好き、讃岐っ子」をスローガンに行政、関係団体等が連携・ 協働し、地域のネットワークや各種広報媒体等による普及啓発を行い、朝食の欠食や野 菜の摂取不足等を解消する食育の推進に取り組みます。

(「かがわ食育の日」「おいしいねかがわ」等の推進)

○ 国や市町等と連携し、毎月19日を「かがわ食育の日」とし、家族そろって楽しく食 卓を囲むことを呼びかけたり、毎年6月を「かがわ食育月間」とし、家庭や保育所、学 校、地域等において、様々な食に関する行事に取り組むとともに、「かがわまんでがん 食生活指針」により、「いただきます!ごちそうさま!」のあいさつ等を通して、食に 関する感謝の念や理解が深まるよう、社会全体で食育推進の機運の醸成を図ります。

(食育フェスタの開催等)

○ 幅広い県民へ普及啓発するため、香川県食育推進会議と関係団体等が連携し、大型小売店等の協力も得て、食に関する様々な取組みを紹介したり、体験できるフェスタを開催し、県民の食育に対する関心を高めます。

● 取組指標(〔3〕市町や関係団体等との連携・協働による環境づくり)

項目	前計画 策定時	現状	目標
食の安全普及啓発事業における講習会受講者数 (年間)	898	662	800
健康づくり協力店の数(再掲)		371	400
食育を実施する給食施設の割合		64.3%	100%
1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合(再掲)	80. 2%	75. 4%	80%